

高齢者施設・障害者施設の従業員等が
新型コロナウイルス感染症患者等となった場合の取扱い

1 感染症患者等（検査陽性者）

- ・ 隔離期間は原則 10 日間（無症状者は 7 日間）で、満了後の検査による陰性確認は不要
- ・ 隔離期間の短縮は原則なし

有症状者	人工呼吸器等による治療を行わなかった場合	発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合 等
	人工呼吸器等による治療を行った場合	発症日から 15 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合 等
無症状者		発症日から 7 日間経過した場合 等

※無症状者又は発症日が明らかでない場合の発症日は、陽性確定に係る検体採取日

2 濃厚接触者

- ・ 待機期間は原則 7 日間で、満了後の検査による陰性確認は不要
- ・ 待機期間を短縮する場合は、検査による陰性確認等が必要

	感染者と最後に接触した日からの日数（最終接触日は 0 日）		
	0～4 日	5～7 日	8 日～
原則	待機		
医療従事者	待機解除（条件付） 毎日の検査で陰性確認	待機解除（条件付） 4, 5 日目の抗原定性検査 で陰性を確認	待機解除 検査不要
社会機能維持者	待機		

【社会機能維持者の待機期間短縮について】

- ・ やむを得ない場合、一定の要件のもと 7 日を待たずに待機解除することが可能
（要件）事業継続に必要、無症状、検査で陰性確認、感染防止対策の徹底、業務以外の不要不急の外出の控え、通勤時の公共交通機関を避ける
- ・ 実際に待機期間を短縮するかは、各事業者自身が判断
- ・ 期間短縮を行った場合、実態調査（インターネットアンケート）の回答に協力
回答用 URL : <https://forms.gle/KZVgyNbLcTY7i8uA9>

3 補足

この取扱いは、オミクロン株による感染が流行している場合の取扱いであり、他の変異株による感染が流行した場合は、期間等変更される場合があるので注意してください。